



福島医発第1807号(地)

平成30年 9月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

健康経営優良法人2019の申請受付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

健康経営優良法人認定制度につきましては、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人について顕彰する制度として、2017年度に開始されたものです。

今般、経済産業省より、別添1のとおり健康経営優良法人2019の選定、申請受付についてプレスリリースがなされた旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

2019年度の認定基準は別添2のとおりであり、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループの議論を踏まえ、女性の健康保持・増進に向けた取組、受動喫煙対策に関する取組等が要件化されるなどの変更がなされております。(申請方法等の詳細につきましては、経済産業省ホームページ(以下URL)をご参照下さい。)

なお、本制度につきましては、医療法人ならびに医師会の申請も可能となっておりますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

[経済産業省ホームページ]

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

平成30年9月5日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕

健康経営優良法人 2019 の申請受付について

健康経営優良法人認定制度につきましては、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人について顕彰する制度として、2017年度に開始されたものであります。

今般、経済産業省より、健康経営優良法人 2019 の選定、申請受付に関し、別添1のとおりプレスリリースがなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

2019年度の認定基準は別添2のとおりであり、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループ（本会からは今村副会長が参画）の議論を踏まえ、女性の健康保持・増進に向けた取り組み、受動喫煙対策に関する取り組み等が要件化されるなどの変更がなされております。（申請方法等の詳細につきましては、経済産業省ホームページ（以下 URL）をご参照下さい。）

なお、本制度につきましては、医療法人ならびに医師会の申請も可能となっておりますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会、関係団体等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

[経済産業省ホームページ]

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

「健康経営銘柄2019」「健康経営優良法人(大規模法人部門)2019」の選定に向けた平成30年度健康経営度調査を実施します

2018年8月27日

▶ものづくり/情報/流通・サービス

経済産業省は、昨年度に引き続き、東京証券取引所と共同で、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む上場企業を、原則1業種1社「健康経営銘柄2019」として選定します。

また、日本健康会議と共同で、上場企業に限らず大規模法人のうち保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について、「健康経営優良法人(大規模法人部門)2019(通称ホワイト500)」として認定します。

これに先立ち、8月27日に、法人の健康経営の取組状況と経年での変化を把握・分析することを目的として「平成30年度健康経営度調査」を発送・公開します。

本調査の結果は、「健康経営銘柄2019」の選定や「健康経営優良法人(大規模法人部門)2019」の認定に活用されるほか、全回答法人に評価結果サマリーを送付します。



健康経営銘柄
Health and Productivity



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

1. 健康経営銘柄及び健康経営優良法人(大規模法人部門)とは

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されています。

そこで、未来投資戦略2018に基づいた取組の一つとして、東京証券取引所の上場会社の中から、特に優れた「健康経営」を実践している法人をリーディングカンパニーとして「健康経営銘柄2018」に選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある上場企業として紹介をすることで、「健康経営」の取組の促進を図ります。

また、上場企業に限らず、保険者と連携して優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定を行っています。本認定は、経済界・医療関係団体・自治体のリーダーから構成される日本健康会議と共同で実施し、健康経営実践法人の拡大を図るものです。

※なお、健康経営優良法人(中小規模法人部門)の申請開始は8月31日を予定しています。

2. 健康経営度調査の活用について

健康経営銘柄の選定及び健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定は、経済産業省が実施する「平成30年度健康経営度調査」(委託先:株式会社日経リサーチ)の調査結果を用いますので、健康経営銘柄選定及び健康経営優良法人(大規模法人部門)認定を目指す法人は必ずご回答ください。

また、本調査に回答頂いた全法人に対して、評価結果サマリーを送付します。本サマリーには、業界における各社の健康経営の実践レベル、評価すべき項目、今後見直しが必要な項目等を記載しており、今後健康経営を進めていく上で必要な情報が盛り込まれています。このため、調査票に未記入の項目があっても是非ご提出ください。

調査票への回答方法等、調査に関する詳細は、経済産業省HPをご覧ください。調査委託先:株式会社日経リサーチまでお問合せ願います。

経済産業省HP

- [健康経営度調査について](#)
- [健康経営銘柄について](#)
- [健康経営優良法人について](#)

お問合せ先

株式会社日経リサーチ連絡先 health_survey@nikkei-r.co.jp 

(担当:コンテンツ事業本部 編集企画部 山口、豊場、原)

関連資料

- [平成30年度 健康経営度調査 調査票【サンプル】\(PDF形式:1.408KB\)](#) 

担当

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 西川

担当者:山本、小林、紺野

電話:03-3501-1511(内線4041～3)

03-3501-1790(直通)

03-3501-0315(FAX)

-  [Get Adobe Acrobat Reader](#) [ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#) 

日本健康会議において健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)の申請受付が開始されました

2018年8月31日

▶ものづくり/情報/流通・サービス

経済産業省では、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループ(日本健康会議ワーキンググループ合同開催)において、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」すべく、「健康経営優良法人認定制度」の設計を行い、本制度を運営する日本健康会議において、「健康経営優良法人」を認定しています。本日、日本健康会議において、「健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)」の認定申請の受付が開始されましたのでお知らせします。(なお、健康経営優良法人2019(大規模法人部門)につきましては、11月中旬の申請受付開始を予定しています。)

1. 健康経営とは

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績や株価の向上につながると期待されています。

2. 健康経営優良法人認定制度とは

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議(※1)が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。また、本制度は、日本健康会議の「健康なまち・職場づくり2020」の宣言4「健康組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。」及び宣言5「協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。」を達成するための一助となることも目的としています。

なお、「健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)」には775法人が認定されています。

3. 健康経営優良法人の認定について

本制度では、中小規模の企業や医療法人等を対象とした「中小規模法人部門」(※2)と、規模の大きい企業や医療法人等を対象とした「大規模法人部門」(※3)の2つの部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

2019年度の認定は、日本健康会議に設置される認定委員会において申請書の審査を行った上で、平成31年2月下旬ごろに発表する予定です。

本日、本制度を運営する日本健康会議において、「健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)」の認定申請書の受付が開始されましたのでお知らせいたします。

※1日本健康会議とは、少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体です。経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的としています。

日本健康会議とは

※2 今年度より、従業員の人数規模により大規模法人部門に該当する場合（卸売業101人以上、小売業51人以上、医療法人・サービス業101人以上、製造業その他301人以上）も、中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する会社は、「中小規模法人部門」に申請可能です。

※3 大規模法人部門に申請できる法人は、経済産業省が実施している「平成30年度健康経営度調査」に御回答いただいた法人に限られます。

なお、大規模法人部門の認定申請受付は、11月中旬を予定しています。

4. 今後のスケジュール

- 申請期間
平成30年8月31日（金曜日）～平成30年11月30日（金曜日）
- 認定時期
平成31年2月下旬（予定）

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の商標登録です。

関連リンク

- 健康経営優良法人認定制度

担当

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 西川

担当者：山本、紺野、小林

電話：03-3501-1511（内線4041～3）

03-3501-1790（直通）

03-3501-0315（FAX）

健康経営優良法人2019（大規模法人部門）認定基準				認定要件①：健康経営度調査の結果が、回答法人全体の上位50%以上	別添2
大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須	
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須	
		保険者との連携	健保等保険者と連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率（実質100%）	左記①～⑮のうち12項目以上	
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること		
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み		
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須	
4. 評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須	
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施（自主申告）		
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)		
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)		0

健康経営優良法人2019（中小規模法人部門）認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須
4. 評価・改善		保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自主申告)	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	